

## Q & A 補助金名：高松市高松中央商店街創業新規出店補助金

NO	質問	答え	掲載日
1	事業を営んでいませんが、これから法人の設立を考えています。法人設立前に申請することはできますか？	法人設立前の申請はできません。 事業を営んでいない個人が法人の設立を予定している場合、法人の設立後に申請が可能となります。	R6.4.19
2	商店街の組合員等とありますが、「準組合員」も含まれますか？	含まれます。 「組合員」という資格のほか、各商店街が独自に「準組合員」「準会員」「賛助会員」など複数のパターンを規定している場合があります。	R6.4.19
3	交付申請日に記載した完了予定日までに工事の遅延等で事業の完了が困難になった場合、どうすればよいですか？	高松市高松中央商店街創業新規出店補助金遅延等報告書（様式13号）の提出が必要になります。 期間内に完了しないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となったときは、完了予定日前に、高松市産業振興課（839-2411）まで御相談ください。	R6.4.19
4	交付申請は通常枠の補助率1/4で申請し、その後、特定創業支援等事業を受けた場合、特例制度を活用し補助率1/2に変更することはできますか？	途中で補助率・補助額の変更はできません。 交付申請時点の補助率・補助上限額で交付決定の可否について審査いたします。	R6.4.19
5	空き店舗への出店及び改装工事を取りやめる場合、どうすればよいですか？	必ず高松市産業振興課（839-2411）までお問い合わせください。	R6.4.19
6	工期の関係で事業の完了が年度を跨ぐことになっても大丈夫ですか？	本補助金は、単年度事業になるため、年度を跨いで完了した事業は補助対象外となりますので、御注意ください。	R6.4.19
7	商店街のアーケードに面しているテナントの2階に出店を検討していますが、2階も対象となる店舗でしょうか？	1階・2階を問わず対象の店舗となりますが、組合に加入できる店舗かどうか重要となります。組合に加入できない店舗の場合、申請要件を満たさないため、対象外の店舗になります。 アーケードに面していた場合でも、商店街によっては、組合に加入できない場合もありますので、事前にその地域の商店街振興組に御相談ください。	R6.4.19

8	書類の提出は毎回、窓口を持参しないといけませんか？	交付申請書の提出のみ、持参いただく必要があります。 交付決定後の提出書類は、郵送等の提出も可能です。	R6.4.19
9	自らが経営し、事業を行なうものに該当しないのはどういう者ですか？	実際に、空き店舗で事業を行なう者でなく、名義貸しで申請をする者や、事業の売り上げが本人に帰属しない、雇われ店長などが該当します。 該当しないと判断した場合は、補助金の交付後であっても、取り消し又は返還の請求を行う場合がありますので、御注意ください。	R6.4.19
10	様式はどこで入手できますか？	市のホームページからダウンロードできます。なお、ダウンロードが難しい場合は、市役所7階産業振興課の窓口で配布しています。	R6.4.19
11	補助金はいつ交付されるのか？	本補助金は完了払いのため、事業の全て（改装工事の支払いも含む）が完了し、期日までに実績報告書を提出いただいた後、書類審査を行い、補助金の額を確定した後で、請求に基づいて支払います。	R6.4.19
12	補助金をもらい店舗を開業したが、半年で店を閉店することになった。補助金を返還する必要があるか？	閉店することとなった、経緯や理由の聞き取りをさせていただきます。 一度、産業振興課まで御相談ください。	R6.4.19
13	中小企業者の定義の解説をしてほしい。	会社については、資本金の額又は出資の総額又は常時使用する従業員の数のいずれかが下表の条件を満たしていれば、中小企業者となります。 なお、個人事業主については、資本金等の額や従業員の数の条件はありません。	R6.4.19

【会社の条件】

業種	中小企業者 (いずれかを満たすこと)	
	資本金の額 又は出資の 総額	常時使用 する従業 員の数
・製造業 ・建設業 ・運輸業 ・その他の 業種（下記 業種を除 く。）	3億円 以下	300人 以下
卸売業	1億円 以下	100人 以下
サービス業	5,000 万円以下	100人 以下
小売業	5,000 万円以下	50人 以下